

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

確定拠出年金講座

2018 年度版「確定拠出年金関連法令条文集」（きんざい）対応

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、「確定拠出年金関連法令条文集（以下「条文集」）」（きんざい）で対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「運用の方法の選定・提示」です。

第 10 講 「運用の方法の選定・提示」

（確定拠出年金法第 23 条 2018 年度版条文集 P62 ほか）

確定拠出年金では、運営管理機関が選定・提示した運用の方法（運用商品）の中から、加入者等が運用指図する運用の方法を選択することによって個人別管理資産の運用が行われますが、運営管理機関による運用の方法の選定・提示には一定のルールが設けられています。運用の方法の選定・提示に関する規定としては、確定拠出年金法第 23 条（運用の方法の選定及び提示）、第 24 条（運用の方法に係る情報の提供）などがあり、このほかに、第 9 講でみた指定運用の方法の選定に関する規定などがあります。

まず、確定拠出年金法第 23 条を見てみましょう。

第 1 項では、運用関連運営管理機関の義務として、運用の方法を選定し、加入者等に対して提示することが定められています。この際に、選定・提示する運用の方法の数には、下限と上限が定められています。下限は第 1 項の定めにより「3」（簡易企業型年金は「2」）、上限の具体的な数は政令に委ねられ、確定拠出年金法施行令第 15 条の 2 により「35」です。下限に関する規定は法制定当初からありましたが、上限に関する規定は、2018 年 5 月から施行されているものです。

ただし、上限については、上限まで選定することが推奨されているわけではありません。法令解釈第 4－1 により、今後の運用の方法の追加等を考慮して、加入者等が真に必要なものに限って運用の方法が選定されるように、運営管理機関と労使が十分に協議・検討の上で選定し、見直すこととされています。また、選定できる運用の方法は、確定拠出年金法第 23 条第 1 項の第 1 号から第 6 号により、預貯金、株式、保険商品などが定められ、さらに確定拠出年金法施行令第 15 条、確定拠出年金法施行規則第 18 条から第 18 条の 5 にかけて、詳細な要件が定められています。

なお、従来は、選定・提示する運用の方法のうち、1 つ以上は元本確保型の運用の方法とすることが義務付けられていましたが、この規定は、2018 年 5 月より廃止されました。その代わりに新たに定められたのが、確定拠出年金法第 23 条第 2 項の規定です（2017 年度版条文集には掲載されていません。改正前の第 2 項の内容は、改正後は第 3 項に移動しているので、2017 年度版条文集で確認する場合は注意が必要です）。

第 2 項は、第 1 項による運用の方法は、見込まれる収益の率・変動の可能性・その他の収益の性質が類似していないものを選定することとする定めです。これは、法令解釈第 4－1 では、「リスク・リターン特性の異なる運用の方法の中から 3 つ以上選定すること」と表現されています。

第 3 項は、運用の方法を選定する際は、資産の運用に関する専門的な知見に基づいて行わなければならないこととする定めです。この規定は、指定運用方法（第 9 講）の選定に際しても準用されることとなっています。

次に確定拠出年金法第 24 条を見てみましょう。

第 24 条は、運用関連運営管理機関に対して、運用の方法を提示する際に、利益の見込みや損失の可能性など、運用

の指図を行うために必要な情報を加入者等に提供することを義務付ける定めです。提供すべき情報の具体的な内容は、確定拠出年金法施行規則第 20 条第 1 項に定められています。

例えば、運用の方法の内容に関する情報である、①利益の見込み及び損失の可能性、②拠出の単位・上限額、③利子、配当その他利益の分配方法に関する事項などが、提供すべき情報としてあげられます。このほかにも、運用の方法を提示した日の属する月の前月の末日から起算して過去 10 年間の、当該運用の方法に係る利益又は損失の実績、個人別管理資産額の持分の計算方法、手数料その他の費用の内容、「預金保険制度」（預貯金等の場合）・「保険契約保護機構」（保険商品等の場合）の対象となっているか否か、「金融商品の販売等に関する法律」第 3 条第 1 項に規定する重要事項なども、提供すべき情報となっています。

なお、これらの規定は、企業型年金に関する規定として定められていますが、確定拠出年金法第 73 条により、個人型年金にも準用されます。

運用の方法の選定・提示に関する規定は、確定拠出年金法だけでなく、施行令、施行規則、さらに法令解釈と、段階的により具体的な内容が定められています。条文集（2018 年度版）では、P 63～P 87 にかけて、それぞれの規程の対応箇所が分かるように見開きで掲載されているので、確認してみると良いでしょう。P 89 には、「金融商品の販売等に関する法律」の該当箇所も掲載されています。

今回は、「運用の指図」です。